

第 2 部

平成 23 (2011) 年度に 県が実施した主な施策

1 男女共同参画施策の実施状況

環境づくり

重点項目

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中、経済社会の活性化のためには、男女が家庭や地域社会での生活を大切にしながら、働きたい人が安心して働き続けることができるよう、「仕事と家庭の両立に向けた環境の整備」や「多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備」に取り組みます。

1 働く場における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

¹積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に向けた啓発，具体的なモデルや成果の普及啓発

²次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の促進
事業主に対する，仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた機運の醸成や多様な働き方（短時間勤務制度や在宅勤務制度など）の導入，育児・介護休業の取得促進など働きやすい職場環境の整備・推進に向けた啓発

育児・介護休業等からの職場復帰者への支援や育児，介護等を理由とした退職者の再就職に向けた支援の充実

（1）男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

平成 23(2011)年度の実施状況

職場における昇進・昇格等の男女間の格差を是正し，女性が十分に能力を発揮できる職場環境づくりを促進するため，事業主や人事労務担当者等を対象とした働く女性のポジティブ・アクション推進セミナーを開催しました。（商工労働局）

<「働く女性のポジティブ・アクション推進セミナー」開催状況>

開催日	開催地	参加者数（人）
平成 23（2011）年 9 月 14 日	広島市	85

1 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）: 男女間の参画の機会の格差を是正するため必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供すること。特に雇用の分野では，男女労働者の間に事実上生じている差がある場合，それを解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組のことをいう。

2 次世代育成支援対策推進法: 地方公共団体及び一定の事業主に対して，次世代育成支援対策（少子化対策）を平成 17（2005）年度から 10 年間で集中的・総合的に推進するための事業主行動計画の策定を義務付けた法律。なお，平成 23 年（2011）4 月から，義務付けとなる企業規模が，常時雇用する労働者 101 人以上に拡大された。

(2) 仕事と家庭が両立できる環境の整備

平成 23(2011)年度の実施状況

次世代育成支援対策を総合的に推進していくため、「³みんなで育てるこども夢プラン」に掲げる施策を積極的に推進しました。

(健康福祉局)(商工労働局)

(具体的な取組)

- ・ ⁴育児・介護休業法等の周知徹底を図るとともに、特に中小企業の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施を支援しました。(商工労働局)
- ・ 仕事と家庭の両立に取り組む企業等を登録し、県のホームページなどでその内容を紹介しました。(登録マーク)

<両立支援企業登録制度等新規登録状況>

区 分	社 数
仕事と家庭の両立支援登録企業	143
男性育児休業等促進宣言登録企業	68



また、行政施策の基礎資料とするため、次世代育成支援社会の実現に向けた企業の取組状況等を調査しました。(商工労働局)

- ・ 男女が共に、子育てをしながら安心して働き続けることができるよう、一時預かりや休日保育、病児・病後児保育、⁵事業所内保育施設など、多様なニーズに対応した保育サービスを充実させるとともに、⁶地域子育て支援センターや⁷放課後児童クラブ・⁸放課後子ども教室の設置など、市町が実施する「子育てサービス事業」に対する支援を行いました。

(健康福祉局)(商工労働局)(教育委員会)

3 みんなで育てるこども夢プラン：「子育てするならわがまちで！」とみんなが誇れる広島県づくりのためのめざす姿。基本姿勢及びその実現のための施策などを明らかにしたもので、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく県の行動計画。計画期間：平成22(2010)～26(2014)年度。

4 育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)：少子化対策の一環として、平成4(1992)年に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して平成7(1995)年に制定、平成11(1999)年4月からすべての事業所を対象に施行。平成13(2001)年には休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止、平成16(2004)年には育児・介護休業の対象労働者の拡大や子の看護休暇制度の創設、平成21(2009)年には子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進などを盛り込んだ改正が行われた。

5 事業所内保育施設：子育てを行う従業員が安心して働き続けられるよう、企業等が従業員の子どもを対象として事業所内や隣接地に設置する保有施設。

6 地域子育て支援センター：育児不安などについての相談を受けたり、子育てサークルなどの活動拠点となる施設。保育所などに併設されている。

7 放課後児童クラブ：児童福祉法に基づいて保護者が就労等により昼間家庭にいない主に小学校低学年の児童を対象に、放課後や長期休業期間などに児童館や学校の余裕教室、公民館等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るもの。

8 放課後子ども教室：安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を推進するもの。

<主な保育・子育てサービス関係事業の実施状況>

区 分	平成 23(2011)年度	
	市町数	実施か所数
一時預かり事業	22	289
休日保育事業	6	14
病児・病後児保育事業	16	32
地域子育て支援センター事業	23	117
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	22	545
放課後子ども教室推進事業	19	159
事業所内保育施設整備促進補助金	6か所	

- ・ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現した働きやすい社会を構築するため、職場の風土づくりの一環として、企業等が行う、従業員や家族、地域社会との相互理解を深めるための取組に奨励金を支給するとともに、取組事例を公表し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する機運の醸成を図りました。(商工労働局)

<ワーク・ライフ・バランス推進事業実施状況>

項 目	概 要	数量等
こどもの職場参観日等奨励金	20万円/件	10社

- ・ 看護職員が、健康で働き続けることが可能となるような職場環境づくりを推進するため、(社)広島県看護協会に委託し、多様な勤務形態導入のための相談窓口の設置や、医療機関に対するアドバイザーの派遣、(社)広島県病院協会と連携した研修会を実施しました。(健康福祉局)

<ワークライフバランス推進事業実施状況(看護職員対象)>

項 目	数量等
相談窓口の設置	相談件数 75件
研修会の開催	参加者数 192人

- ・ 近年の親の就労環境やライフスタイルの変化に対応するため、(財)ひろしまこども夢財団に委託し、父親の子育て意識や家庭生活の中での役割の認知等の向上をめざした研修を実施する企業・団体・地域において、お父さん応援プログラムの実施を支援し、かつ、企業・団体の子育て支援意識の改革の促進を目的としたお父さん応援事業に取り組みました。(健康福祉局)

<お父さん応援プログラム実施状況>

項 目	数量等
男性社員向け職場研修の開催	5社
地 域 研 修	9地域
地域研修(ふたご・みつごのお父さん)	5地域

9(財)ひろしまこども夢財団：安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを民間の立場から推進するため、平成8(1996)年2月に県が設立した財団法人。

- ・ 男性の育児休業等の取得を促進するため、キャンペーンや奨励金の支給を通じ、育児休業等
を取得しやすい職場環境の整備を推進しました。 (商工労働局)

< 男性の育児休業等促進キャンペーンの主な内容 >

項 目	概 要	数量等
テレビ番組の放送	育児休業応援番組「取るなり育メン休暇 「パパなり！」」の放送	5分番組 15回 30分番組 1回
ラジオ番組の放送	テレビ番組と連動し、毎週放送	12回
新聞・雑誌	新聞や育児雑誌への広告・記事掲載	各1回
プロモーション	親子連れや企業等へ啓発ツールの配布	約11,000セット

< いきいきパパの育休奨励金支給状況 >

奨励金活用件数	37社(対象人数50人)
---------	--------------



(3) 多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備

平成 23(2011)年度の実施状況

パートタイム労働者や派遣労働者の適正な処遇，労働条件が確保されるよう，パートタイム労働法¹⁰や労働者派遣法¹¹等の周知を図りました。 (商工労働局)

母子家庭の母等の仕事と家庭の両立を支援するための職業訓練（知識等習得訓練）を民間教育訓練機関等に委託して実施しました。 (商工労働局)

女性医師の出産・育児による離職を防止し，仕事と育児を両立できるよう，医療機関に対し，短時間正規雇用制度等の導入を促進するための，費用の一部を助成しました。また，女性医師の復職・育児の悩み等に対応する相談窓口を設け，復職，育児のための総合的な支援を実施しました。 (健康福祉局)

< 女性医師等就労環境整備事業実施状況 >

項 目	数量等
女性医師短時間正規雇用導入支援事業	9 件

10 **パートタイム労働法**（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）：適正な労働条件の確保，その他の雇用管理の改善により，短時間労働者の能力発揮と福祉を図るため，平成 5（1993）年に制定。平成 19（2007）年に雇入れ時の労働条件明示の義務化や通常の労働者との均衡の取れた待遇の確保等を図る内容の改正が行われた。

11 **労働者派遣法**（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）：労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の保護や雇用の安定を図るため，昭和 60（1985）年に制定。平成 24（2012）年に日雇派遣の禁止など事業規制の強化，派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善などを盛り込んだ改正が行われた。

出産・育児，その他の理由で離職している女性の就職を支援するため，就職を希望する女性が無料で利用できる就職相談コーナーを「ひろしまジョブプラザ」等に設置し，就職に関する相談を受けるとともに，就職に役立つ情報を提供しました。また，就職を希望する女性に対して就職に必要な研修を実施するとともに，短期の雇用・就労経験を通じて，就職に向けた支援を行いました。（商工労働局）

<女性の就職総合支援事業実施状況>

内 容	人数	うち就職者
女性の就業相談コーナー利用者	110人	8人
出産育児等離職者就業体験プロジェクト参加者	83人	34人

ワンストップ雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」や「ひろしまジョブサイト」により，求人情報や就職支援情報などの雇用労働に関する幅広い情報を提供しました。

国と連携して「ひろしましごと館」及び「ひろしましごと館福山サテライト」を運営し，一体的・総合的に全世代の多様な働き方を支援しました。（商工労働局）

ワンストップ雇用労働情報提供システム ～インターネットによる迅速・的確な情報提供～
「わーくわくネットひろしま」(パソコン版，携帯電話版)

求職者向け 求人情報，U・Iターン， 多様なワークスタイル，起業支援， 生活支援，障害者への支援 など	学生向け 就職ガイダンス情報，就業相談 窓口，インターンシップ，求人 情報など
労働者向け 労働相談コーナー，勤労者福 祉・福利厚生，労働大学，職場にお ける男女均等の取扱いなど	事業主向け 助成金データベース，職業能力 開発，障害者雇用，高齢者雇用 など

パソコン <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>
 携帯サイト <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/k/>

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

平成 23(2011)年度の実施状況

農林水産業や商工業等の自営業において，経営方針等の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう，様々な機会を通じて啓発を行うとともに，商工会議所等の女性部活動事業に対する支援や農山漁村地域の女性団体等の取組・活動状況の広報を行いました。

(環境県民局)(商工労働局)(農林水産局)

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

平成 23(2011)年度の実施状況

小規模事業者の技術・経営管理能力の向上を図るため、広島県商工会連合会が事業者の要請に応じて専門家を派遣する取組や、商工会議所等が経営指導員の資質向上を図るために実施する研修を支援しました。(商工労働局)

《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合	2.9% H21(2009)	4.6% H23(2011)	6.0% H26(2014)
育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	60.5% H22(2010)	64.1% H23(2011)	100.0% H27(2015)
男性の育児休業等促進宣言企業数		144 企業 H23(2011)	300 企業 H26(2014)
男性の育児休業取得率	1.2% H21(2009)	4.6% H22(2010)	5.0% H24(2012)
県職員(男性)の育児休業取得率	8.8% H21(2009)	6.6% H22(2010)	10.0% H26(2014)
ファミリー・サポート・センター実施か所数	16 か所 H21(2009)	18 か所 H23(2011)	20 か所 H26(2014)
保育所待機児童数	113 人 H21(2009)	335 人 H24(2012)	0 人 H26(2014)
延長保育実施か所数	386 か所 H21(2009)	423 か所 H23(2011)	468 か所 H26(2014)
病児・病後児保育実施か所数	29 か所 H21(2009)	32 か所 H23(2011)	45 か所 H26(2014)
放課後児童対策未実施校区数	32 校区 H22(2010)	18 校区 H23(2011)	0 校区 H26(2014)
農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数	農業委員会 8 農業協同組合 3 H22(2010)	農業委員会 5 農業協同組合 4 H23(2011)	農業委員会 0 農業協同組合 0 H27(2015)

【今後の取組の方向性】

マザーズハローワーク広島に併設したわーくわくママサポートコーナーにおいて、きめ細かい相談対応等を行うとともに、セミナー及びワークショップ等を通じて潜在的に就職を希望している女性の就職活動を後押しします。また、男性の育児休業取得促進や事業所内保育施設の整備補助を中心に、子育てしやすい職場環境の整備を推進します。(商工労働局)

保育士人材バンクの設置により、保育サービス提供体制の確保や多様な保育ニーズに対応するための人材の確保に努めるとともに、市町と連携して待機児童解消にむけた保育所や認定こども園の整備を推進します。(健康福祉局)

農業協同組合及び農業委員会、広島県農業会議等の行う様々な活動において、男女共同参画の啓発の充実等、役員や委員への女性登用に向けた積極的な取組を働きかけます。(農林水産局)

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

男女の地域活動への参画拡大に向けた、コーディネート等の支援など、地域づくりを担うボランティア、NPO¹²、住民自治組織等が活動しやすい環境の整備

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

平成23(2011)年度の実施状況

政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の機会の確保に向けて積極的な取組が推進されるよう、様々な機会を通じて啓発を行いました。

また、市町の行政委員会・審議会等委員などにおいても、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう機会をとらえて啓発を行ったほか、政策・方針決定の場へ参画できる人材を育成するために（財）広島県女性会議¹³が実施する「エソールひろしま大学」の運営を支援しました。（総務局）（環境県民局）（教育委員会）（警察本部）

<エソールひろしま大学（基礎講座）修了者数等>

区分	総数（人）		広島校（人）		福山校（人）		開講期間
	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	
第6期	44 (6)	39 (5)	34 (6)	29 (5)	10 (0)	10 (0)	平成23(2011)年10月 ～24(2012)年3月
第1～6期 累計	309 (36)	282 (33)	210 (26)	186 (24)	99 (10)	96 (9)	

福山校は1コースのみ開催、別途公開講座を実施（参加者数：29名）

<エソールひろしま大学（応用講座）修了者数等>

区分	総数（人）		広島校（人）		福山校（人）		開講期間
	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	
第5期	20 (3)	20 (3)	12 (2)	12 (2)	8 (1)	8 (1)	平成23(2011)年4月 ～23(2011)年9月
第1～5期 累計	170 (19)	147 (19)	99 (12)	86 (12)	71 (7)	61 (7)	

<エソールひろしま大学（専科）修了者数等>

区分	総数（人）		開講期間	備考
	受講者数	修了者数		
第4期	19	19	平成23(2011)年1月 ～23(2011)年8月	受講対象者は女性のみ。広島校で開講
第1～4期 累計	76	71		

12 NPO (Non Profit Organization): 民間非営利組織。継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

13 (財) 広島県女性会議: 男女共同参画社会づくりを推進するため、昭和63(1988)年に県と女性団体が設立した財団法人。

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

平成 23(2011)年度の実施状況

国の交付金で造成した「広島県新しい公共支援事業基金」を活用し、非営利組織の自立や活動の定着を図るための各種事業を実施するとともに、シンポジウムを開催し、県民の非営利組織への理解の向上などを図りました。
(環境県民局)

< N P O 等自立促進事業の主な実施状況 >

項 目	概 要	開催期間	数量等
非営利組織のマネジメント力強化研修の実施	経営全般の基礎知識を習得するための研修実施(全14日間)	平成23年11月 ~24年3月	受講者数 52人
NPOシンポジウムの開催等	ひろしまNPO大賞の表彰式及びNPOシンポジウムの開催	平成24年3月 31日	参加者数 102人

住民自治活動の活性化のため、国の集落支援員・地域おこし協力隊制度の普及啓発に努めました。
(地域政策局)

《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合 (全審議会)	28.7% H22(2010)	28.4% H24(2012)	30.0% H27(2015)
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合 (法令等により構成員の職務分野が指定されている 5審議会を除く。)	34.9% H22(2010)	34.7% H24(2012)	37.5% H27(2015)
エソールひろしま大学(専科)修了生累計	52人 H22(2010)	71人 H23(2011)	166人 H27(2015)

【今後の取組の方向性】

県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は、計画策定時に比べやや減少していますが、各審議会において目標達成に向けて取り組んでおり、引き続き、積極的に女性の登用を図ります。
(総務局)(教育委員会)(警察本部)

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

市町の取組の積極的な支援，産学官連携による男女共同参画の推進

(1) 県の推進体制の充実等

平成 23(2011)年度の実施状況

広島県男女共同参画審議会（資料編 75 ページ参照）の意見を踏まえ，男女共同参画施策推進協議会を中心とした各部局の緊密な連携の下に，「広島県男女共同参画基本計画（第3次）」（資料編 76～77 ページ参照）に掲げる施策を積極的に推進しました。（環境県民局）

< 広島県男女共同参画審議会開催状況 >

開催日	審議事項
平成 24（2012）年 2 月 13 日	(1) 広島県男女共同参画審議会の会長の選出について (2) 広島県男女共同参画基本計画（第3次）の推進状況について (3) 子育て期における女性の社会参画について

(2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化

平成 23(2011)年度の実施状況

広島県女性総合センター「エソール広島」において，(財)広島県女性会議が実施する情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の5部門を柱とする各種事業を支援するとともに，事業連携を図りました。（環境県民局）

(3) 市町等との連携強化・取組支援

平成 23(2011)年度の実施状況

地域の実情に応じた男女共同参画に関する主体的な取組を促進するため，市町，関係団体及び企業の男女共同参画担当者などを対象に，先進的取組事例の紹介等を行う男女共同参画研修会を開催しました。また，市町における男女共同参画推進の機運醸成を図るため，市町（安芸太田町）と連携して講演会を開催しました。（環境県民局）

（市町における取組の詳細は，第4部 67～72 ページ参照）

< 広島県男女共同参画研修会開催状況 >

第1回 「広島の経済活性化と男女共同参画」

開催日：平成23(2011)年6月3日

開催地：広島市(エソール広島)

参加者数：250人

内 容：講演「広島の経済活性化と男女共同参画」

講師：藻谷 浩介さん

(株)日本政策投資銀行地域振興グループ地域支援班 参事役)



第2回 (「平成23年度 安芸太田町人権フェスタ」と同時開催)

開催日：平成23(2011)年12月11日

開催地：安芸太田町(川・森・文化・交流センター)

参加者数：200人

内 容：オープニングステージ「絵本の朗読」

出演：読み語りボランティアグループ「野うさぎ文庫」

男女共同参画研修会(基調講演 「いのちの感受性」)

講師：落合 恵子さん(作家・子どもの本の専門店「クレヨンハウス」主宰)



《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
男女共同参画計画を策定した市町数	20市町 H22(2010)	20市町 H23(2011)	県内全市町 H27(2015)

【今後の取組の方向性】

県内全市町において男女共同参画計画が策定されるよう、計画未策定の市町に対し、啓発事業の連携実施により男女共同参画推進の機運醸成を図るとともに、引き続き積極的な計画策定に関する情報提供を行います。

重点項目

様々な立場の人に男女共同参画の理解を深めてもらえるよう、多様な機会を通じた「男女共同参画に関する広報・啓発」に積極的に取り組みます。

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

多様な機会や情報手段により、様々な立場の県民、特に男性や若い世代にも対応した男女共同参画に関する理解が深められる広報・啓発の実施

平成 23（2011）年度の実施状況

男女共同参画に関する県民の理解が深まるよう、男女共同参画週間や人権啓発フェスティバルでパネル展示等を実施するなど、各種研修会やセミナー等の機会を通じて啓発を行ったほか、ラジオ、インターネット、広報誌などによる広報活動を実施しました。（環境県民局）

男女共同参画週間【毎年6月23日～29日】平成13（2001）年度から実施

平成 23（2011）年度の標語

「チャンスをつかち、未来を拓こう」

平成 24（2012）年度の標語

「あなたがいる わたしがいる 未来がある」



< 男女共同参画週間関連行事（広島市まちづくり市民交流プラザでの啓発資料等展示状況） >



《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
エソールひろしま大学(基礎講座)男性受講者の割合	10% H22(2010)	13.6% H23(2011)	20% H27(2015)

【今後の取組の方向性】

男女共同参画社会が、女性だけでなく、男性にとっても仕事と家庭が調和した暮らしやすい社会であることについて理解を深めるための、広報・啓発を実施します。（環境県民局）

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

小・中・高等学校等におけるキャリア教育の充実

男女が様々な分野での活動に主体的に参画できるような学習機会の提供

(1) 男女共同参画を推進する教育の充実

平成 23（2011）年度の実施状況

発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進するため、児童生徒がキャリア教育に関する学習内容等を記録する「わたしのキャリアノート」の活用を推進しました。（教育委員会）

(2) 生涯を通じた学習機会の提供

平成 23（2011）年度の実施状況

地域における男女共同参画に向けた機運醸成を図るため、市町や地域団体等と連携し、地域支援事業（男女共同参画・地域入門講座）を実施する（財）広島県女性会議を支援しました。

（環境県民局）

< 男女共同参画・地域入門講座開催状況 >



《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
最終学年生徒における ¹⁴ インターンシップ体験生徒の割合（県立高校）	30.3% H21(2009)	32.2% H23(2011)	40% H26(2014)

【今後の取組の方向性】

子どもの発達段階に応じて、一人ひとりの個性を尊重しながら、男女共同参画に関する教育を推進するとともに、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力の育成を図ります。（教育委員会）

¹⁴インターンシップ：産業の現場などで、生徒、学生等が、在学中に自分の学習内容や進路などに関連した就業体験を行うこと。

3 家庭における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

家族が互いに尊重し、協力し合って、家族の一員として家事や育児、介護などの責任を果たすことができるような、多様な啓発の実施
 多様な子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策に向けた市町の取組の促進

平成 23（2011）年度の実施状況

経済団体・県・（財）ひろしまこども夢財団で構成する「こども未来づくり・ひろしま応援隊」による「子育て応援イクちゃんサービス」など、企業等による子どもと子育てにやさしい取組を推進しました。（健康福祉局）

「子育て応援イクちゃんサービス」の概要

対象 乳児・幼児・小学生のいる家庭

サービス内容 企業・店舗ごとにいろいろなサービスを設定
 （料金の割引やポイントアップ、子どもにやさしい施設の提供など）

サービスの提供 子ども連れで来店・来所の場合
 子ども連れでない場合には、Kids めるまが（ ）から送信される「イクちゃん」の画像を提示すれば同様のサービスが受けられる。

Kids めるまがとは、（財）ひろしまこども夢財団が実施している会員制のサービスで、12歳以下の子どもの保護者等を対象に、携帯電話のメール機能を活用して子育てに役立つ情報を送信するもの（無料）



ステッカーイメージ

登録店舗数 5,065 店舗（H24.3 末）

参加企業等の情報提供及びPR等

- ・サービスへの参加を示すステッカーを企業や店舗等に交付
- ・専用ホームページ及び携帯サイト等で、企業や店舗等のサービス内容を紹介
<http://www.ikuchan.or.jp/service/> （携帯・スマートフォンも同じ）

安心こども基金を活用して、市町が行う¹⁵地域子育て支援拠点の整備を行うとともに、広く活用されるよう、市町と連携して広報や機能の充実に努めました。（健康福祉局）

《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
地域子育て支援拠点事業実施か所数	105 か所 H21(2009)	117 か所 H23(2011)	139 か所 H26(2014)

【今後の取組の方向性】

企業やNPOなど多様な主体が協働で子育てを応援する「広島県方式 “みんなで子育て応援”」の取組が更に広がるよう、子育て当事者の声を聞きながら、企業や子育て支援者などの取組を推進します。（健康福祉局）

¹⁵ 地域子育て支援拠点：育児不安などについての相談を受けたり、子育てサークルなどの活動の拠点となる施設。センター型、ひろば型、児童館型がある。

1 生涯を通じた健康と自立の支援

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

思春期，妊娠・出産期等各ステージにおいて性別に対応できる医療，健康づくり対策
周産期医療体制，不妊相談等支援体制及び小児医療体制の充実
ひとり親家庭の置かれた状況に応じた就業等支援体制や経済的支援の充実
男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興支援体制の整備

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

平成 23（2011）年度の実施状況

男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう，県民の主体的な健康づくりを支援する「ひろしま健康づくり県民運動」の展開など，生活習慣病の予防対策を中心とする健康づくりを推進しました。また，県民に対し，健康づくりに関する情報を発信する「ひろしま健康ネット」を開設しました。（健康福祉局）

妊婦が検診費用を心配せず，必要な回数の妊婦健康診査（14回）を受けることができるよう，公費助成の拡充を行う市町を支援しました。（健康福祉局）

女性が，妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう，市町が実施する出産前後のケア等を支援するなど，母性保護・母性健康管理対策の推進を支援するとともに，周産期医療体制，不妊治療等支援体制及び小児救急医療体制の充実を図りました。（健康福祉局）

ハイリスクの分娩・出産及び新生児医療を担う，総合・地域周産期母子医療センターの運営に対する補助を行いました。（健康福祉局）

総合・地域周産期母子医療センター数	9 箇所
-------------------	------

高校生等が「命の大切さ」を学び将来親となる自覚を持つことを目的に，高等学校等へ専門医が講師として出向く「出前講座」を実施し，妊娠・出産・子育て等について理解を深めることを支援しました。（健康福祉局）

出前講座実施回数	25 回（受講者数 3,291 人）
----------	--------------------

(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援

平成 23 (2011) 年度の実施状況

「第 4 期ひろしま高齢者プラン」に基づき、高齢者の社会参画の促進に向けた普及啓発や学習・体験機会の提供などを行うとともに、高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備に努め、¹⁶「第 5 期ひろしま高齢者プラン」を策定しました。

(健康福祉局)

認知症患者と家族に対する支援を充実するため、早期からの専門的な医療の提供、専門医療相談及び介護との連携を行う「認知症疾患医療センター」を運営しました。

また、認知症のある高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における支援体制の構築等について検討する認知症地域支援体制推進会議を開催するとともに、認知症の医療と介護の連携強化や若年性認知症への対応についてワーキング会議において検討しました。

さらに、県民に対し認知症理解を図るため、市町等と連携して、世界アルツハイマーデー(9月21日)からの1週間を「オレンジリング週間」として位置付け、普及啓発イベントを実施しました。

(健康福祉局)

障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう、¹⁷「広島県障害者プラン」を推進するとともに、¹⁸「第 2 期広島県障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備に努めました。

(健康福祉局)

仕事と家事や子育ての負担を一人で担うことになるひとり親家庭の親の在宅就業を支援するため、「在宅就業支援センター」を設置し、eラーニングや集合研修による職業訓練を行い、訓練受講者に対して訓練手当を支給しました。

また、在宅就業に適した業務の開拓を行うことにより、訓練修了者に対して安定的に在宅就業業務を供給し、収入増による生活の安定と自立支援を図りました。

(健康福祉局)

<ひとり親家庭ITスキルアップ就業支援事業実施状況>

項目	概要	数量等
職業訓練の実施	eラーニング	1, 2 期 (参加者 130 人)
	集合研修	1, 2 期 (参加者 130 人)

16 第 5 期ひろしま高齢者プラン: 老人福祉計画と介護保険事業支援計画を一体化し、本県において必要とされる高齢者福祉サービス及び介護サービスの整備目標と提供体制等を定めたもので、市町の老人福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する計画。計画期間: 平成 24 (2012) ~ 26 (2014) 年度。

17 広島県障害者プラン: 障害者の生活全般にかかわる幅広い施策の一層の展開を図るため、障害者施策の基本的方向と推進方策及び福祉サービスの目標等を定めたもので、基本計画及び重点実施計画が一体となったプラン。計画期間: 平成 16 (2004) ~ 25 (2013) 年度。

18 第 2 期広島県障害福祉計画: 障害者自立支援法に基づき、国の基本指針に則して、市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制が計画的に整備されるよう定めた計画。計画期間: 平成 21 (2009) ~ 23 (2011) 年度。

女性の消防団員の加入が促進されるよう、市町や消防機関と連携して、ポスターやパンフレットなどを活用した普及啓発を行いました。(危機管理監)

《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
周産期母子医療センターが整備された二次保健医療圏域数	5 圏域 H21(2009)	5 圏域 H23(2011)	全圏域(7 圏域) H26(2014)
24 時間小児救急医療体制が整備された二次保健医療圏域数	6 圏域 H21(2009)	5 圏域 H23(2011)	全圏域(7 圏域) H26(2014)
平均自立期間(日常生活が要介護ではなく、自立して暮らせる生存期間の平均)	65 歳女性 20.54 歳 65 歳男性 17.08 歳 H20(2008)	65 歳女性 20.75 歳 65 歳男性 17.46 歳 H22(2010)	65 歳女性 20.99 歳 65 歳男性 17.64 歳 H24(2012)
小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む。)提供量	2,203 人 H22(2010)	2,907 人 H23(2011)	3,432 人 H26(2014)
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防を含む。)定員数	4,856 人(賦) H23(2011)	4,856 人(賦) H23(2011)	5,742 人 H26(2014)
グループホーム・ケアホームサービス量(1 か月分)	1,155 人 H22(2010)	1,155 人 H22(2010)	1,846 人 H26(2014)
消防団員のうち女性の占める割合	1.8% H21(2009)	1.8% H23(2011)	7.8% H27(2015)

【今後の取組の方向性】

「第5期ひろしま高齢者プラン」に基づき、プラチナ世代が社会参画しやすい環境づくりや医療・介護・福祉・保健の連携、介護サービスの充実等に重点的に取り組み、元気な高齢者を増やし、地域包括ケアを進めます。(健康福祉局)

認知症に関する基礎知識について、高齢者のみならず家族等若年層の関心が一層高まるような効果的な広報・啓発を実施します。(健康福祉局)

ひとり親家庭の在宅就業を支援するため「在宅就業支援センター」による職業訓練、業務開拓等を実施します。(健康福祉局)

女性消防団員の加入を促進するため、消防団により異なる女性消防団員の役割等について標準化及び将来の方向性の検討を行います。(危機管理監)

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

DV被害者の自立支援体制の充実及び関係機関の連携強化
民間団体との協働事業の実施による被害者の支援

(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進

平成23(2011)年度の実施状況

¹⁹「DV防止法」の周知徹底を図るとともに、相談・自立支援体制を充実させるため、被害者保護のための情報提供や暴力防止に向けた啓発などを実施し、西部こども家庭センターにおいて休日・夜間の電話相談にも対応したほか、被害者の安全を確保するための一時保護や弁護士などの専門家による被害者の支援を実施しました。（健康福祉局）

<こども家庭センターにおける相談状況>

項目	件数
相談受付件数	1,141件
一時保護件数	98件

DV防止法第2条の3の規定によって策定した²⁰「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に基づき、DVのない社会の実現をめざして諸施策を推進しました。（健康福祉局）

行政及び民間が担うべき役割等について関係機関・団体間の意見交換を行うとともに、相互の連携を強化するため、²¹「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議を開催しました。また、民間団体と連携し、DV防止やDV被害者支援等に関する普及啓発活動や各種研修を実施するとともに、DV被害者に対する相談活動等の長期的なケア事業を実施しました。

（健康福祉局）

19 DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援の体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、平成13(2001)年に施行。被害者からの申立てにより、地方裁判所が加害者を引き離すための「保護命令制度」が創設された。命令に違反した場合は罰則が適用される。平成16(2004)年には、保護命令制度の拡充（被害者と同居する子への接近禁止命令など）や配偶者からの暴力の定義の拡大、平成19(2007)年には保護命令制度の拡充（生命・身体に対する脅迫を受けた被害者による申立てなど）や市町における基本計画策定の努力義務などを盛り込んだ改正が行われた。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫やパートナーなどからの身体的、経済的、性的、精神的暴力などをいう。

20 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」：DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画。計画期間：平成18(2006)～平成22(2010)年度。

21 「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議：行政機関や民間団体等の関係機関が連携して、配偶者からの暴力被害者に対する支援を行うことを目的として平成13(2001)年10月に設置。平成14(2002)年10月には、関係機関との連携をより緊密にし、きめ細やかな相談・支援を行うため、県内を3地域（西部・東部・北部）に分け、各地域ごとにブロック別連絡会議を設置。

市町における²²「配偶者暴力相談支援連絡会」の立ち上げや被害者支援ネットワークの構築を支援しました。
(健康福祉局)

(2) セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進²³

平成 23 (2011) 年度の実施状況

職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するとともに、学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を行いました。

とりわけ、児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメントへの早期対応や未然防止に向けて、教育委員会、教育センター及び学校に体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口を設置し、児童生徒等からの相談に対応しました。

(総務局)(環境県民局)(商工労働局)(教育委員会)

²⁴ ストーカー規制法やDV防止法等、男女間のあらゆる暴力の防止等に関する法律や制度の普及啓発を行うとともに、関係職員の研修を実施するなど、相談体制の充実を図りました。

さらに、²⁵ 女性安全ステーションなど被害者が相談しやすい環境の整備や捜査過程における二次的被害の防止に努めました。
(健康福祉局)(警察本部)

【今後の取組の方向性】

地域におけるDV相談体制を充実し、DV被害者が県内のどこに住んでいてもより身近なところで相談することができ、迅速で適切な支援を受けることができるような相談体制づくりを支援します。
(健康福祉局)

女性安全ステーションなどの相談窓口の利用促進のため、効果的な広報の実施に努めます。
(警察本部)

22 「配偶者暴力相談支援連絡会」：DV被害者の相談・保護・自立支援については、相談から自立まで関係機関の認識の統一が求められているため、市町内部等の連携組織として立ち上げ支援を行い、DV被害者支援体制を整備する。平成 22 年度末までに、県内で 5 市 4 町が設置。

23 セクシュアル・ハラスメント：性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。男女雇用機会均等法においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事を上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」をいう。

24 「ストーカー規制法」(ストーカー行為等の規制等に関する法律)：年々増え続けるストーカー行為を処罰し、規制するため、平成 12 (2000) 年に施行。「つきまとい行為等」についての警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令による規制及び「ストーカー行為」や「禁止命令違反」に対する罰則を規定。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置の教示等の援助を行うことも規定している。

25 「女性安全ステーション」：女性を不安に陥れるストーカー行為やDVなどの相談に対応するため、県内の 23 交番に専用の相談窓口を開設し、女性警察官の配置や専用相談スペースを整備している。平成 20 (2008) 年 7 月から運用を開始。

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備

平成23（2011）年度の実施状況

男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力を推進するため、国際交流・国際理解講座を開催した（財）広島県女性会議を支援するとともに、国からの男女共同参画に関する国際機関の動向や国際的な取組指針などの情報を、県内市町、関係団体等へ幅広く提供しました。

（環境県民局）

< 「国際交流・国際理解講座」開催状況 >

開催日：平成23（2011）年3月11日（日）

開催地：広島市（エソール広島）

内容：「アメリカ・フランス等の状況から“働く”をキーワードに日本と外国の女性労働のいまを知ろう」

講師：吉田文子さん（英語・日本語講師）

レイナ・ロさん（広島県教育委員会）

高東幸子さん（広島県女性海外派遣友の会）



2 広島県男女共同参画基本計画（第3次）目標フォローアップ一覧



	計画策定時の数値 ^{注1} （年度）	現況値 ^{注1} （年度）	目標値（年度）
「社会全体における男女の地位」が平等だと感じる人の割合	女性 7.3% 男性 19.1% H 2 0 (2008)	女性 10.8% 男性 20.5% H 2 3 (2011)	計画策定時の 数値からの増加 H 2 7 (2015)



環境づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1} （年度）	現況値 ^{注1} （年度）	目標値（年度）
1 働く場における男女共同参画の推進			
(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備			
参考 雇用者のうち「正規の職員・従業員」の割合	女性43.3% 男性72.7% H 1 9 (2007)	女性43.3% 男性72.7% H 1 9 (2007)	
参考 正社員等一般労働者において男性を100とした場合の女性の給与水準	72.5 H 2 2 (2010)	71.9 H 2 3 (2011)	
参考 女性管理職（課長相当職以上）を登用している県内事業所の割合	33.5% H 2 2 (2010)	40.9% H 2 3 (2011)	
参考 県管理職（課長相当職以上）のうち女性の占める割合 ^{注2}	5.7% H 2 2 (2010)	5.3% H 2 4 (2011)	
参考 県内の小・中・高等学校、特別支援学校における管理職（校長、副校長・教頭）のうち女性の占める割合	校長23.0% 副校長・教頭24.3% H 2 2 (2010)	校長23.4% 副校長・教頭24.1% H 2 3 (2011)	
(2) 仕事と家庭が両立できる環境の整備			
目標 一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合	2.9% H 2 1 (2009)	4.6% H 2 3 (2011)	6.0% H 2 6 (2014)
目標 育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	60.5% H 2 2 (2010)	64.1% H 2 3 (2011)	100% H 2 7 (2015)
目標 男性の育児休業等促進宣言企業数 ^{注3}	H 2 1 (2009)	144企業 H 2 3 (2011)	300企業 H 2 6 (2014)
目標 男性の育児休業取得率 ^{注4}	1.2% H 2 1 (2009)	4.6% H 2 2 (2010)	5% H 2 4 (2012)
目標 県職員（男性）の育児休業取得率 ^{注5}	8.8% H 2 1 (2009)	6.6% H 2 2 (2010)	10.0% H 2 6 (2014)
目標 ファミリー・サポート・センター実施か所数	16か所 H 2 1 (2009)	18か所 H 2 3 (2011)	20か所 H 2 6 (2014)
目標 保育所待機児童数 ^{注2}	113人 H 2 1 (2009)	335人 H 2 4 (2012)	0人 H 2 6 (2014)
目標 延長保育実施か所数	386か所 H 2 1 (2009)	423か所 H 2 3 (2011)	468か所 H 2 6 (2014)
目標 病児・病後児保育実施か所数	29か所 H 2 1 (2009)	32か所 H 2 3 (2011)	45か所 H 2 6 (2014)
目標 放課後児童対策未実施校区数 ^{注6}	32校区 H 2 2 (2010)	18校区 H 2 3 (2011)	0校区 H 2 6 (2014)
参考 女性の労働力率（30～34歳）	63.9% H 1 7 (2005)	68.1% H 2 2 (2010)	
参考 年次有給休暇の1人当たりの取得日数	7.8日 H 2 2 (2010)	7.3日 H 2 3 (2011)	
(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進			
目標 農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数 （注）農業委員、農業協同組合役員を対象	農業委員会 8 農業協同組合 3 H 2 2 (2010)	農業委員会 5 農業協同組合 4 H 2 3 (2011)	農業委員会、 農業協同組合とも0 H 2 7 (2015)
参考 家族経営協定の締結数	97件 H 2 1 (2009)	102件 H 2 2 (2010)	
(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境整備			
参考 女性の参画により「6次産業化」等経営の多角化を進めている集落法人数	20法人 H 2 2 (2010)	24法人 H 2 3 (2011)	
2 地域社会活動における男女共同参画の推進			
(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進			
目標 県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合（全審議会） ^{注7}	28.7% H 2 2 (2010)	28.4% H 2 4 (2012)	30% H 2 7 (2015)
目標 県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合 （法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会 ^{注8} を除く。） ^{注7}	34.9% H 2 2 (2010)	34.7% H 2 4 (2012)	37.5% H 2 7 (2015)
目標 エソールひろしま大学（専科）修了生累計	52人 H 2 2 (2010)	71人 H 2 3 (2011)	166人 H 2 7 (2015)
参考 県、市町の議員数（女性）	県 3人 市町48人 H22(2010)年 12月末日	県 3人 市町44人 H23(2011)年 12月末日	
参考 自治会長に占める女性の割合	5.6% H 2 2 (2010)	5.9% H 2 3 (2011)	
(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進			
参考 NPO法人数（人口10万人当たり）	21.0法人 H 2 1 (2009)	25.2法人 H 2 3 (2011)	

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(3) 市町等との連携強化・取組支援

目標	男女共同参画計画を策定した市町数	20市町	H 2 2 (2010)	20市町	H 2 3 (2011)	県内全市町	H 2 7 (2015)
----	------------------	------	-----------------	------	-----------------	-------	-----------------

人づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1)} (年度)	現況値 ^{注1)} (年度)	目標値(年度)				
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実							
(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実							
目標	エソールひろしま大学(基礎講座)男性受講者の割合	10%	H 2 2 (2010)	13.6%	H 2 3 (2011)	20%	H 2 7 (2015)
参考	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方に「賛成」という人の割合	女性41.6% 男性55.0%	H 2 0 (2008)	女性42.5% 男性50.3%	H 2 3 (2011)		
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実							
(1) 男女共同参画を推進する教育の充実							
目標	最終学年生徒におけるインターンシップ体験生徒の割合(県立高校)	30.3%	H 2 1 (2009)	32.2%	H 2 3 (2011)	40%	H 2 6 (2014)
3 家庭における男女共同参画の推進							
(1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実							
参考	男性が家事や育児、介護などに関わる時間(1日当たり)	40分	H 1 8 (2006)	40分	H 1 8 (2006)		
(2) 家庭教育・子育て支援の充実							
目標	地域子育て支援拠点事業実施か所数	105か所	H 2 1 (2009)	117か所	H 2 3 (2011)	139か所	H 2 6 (2014)

安心づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1)} (年度)	現況値 ^{注1)} (年度)	目標値(年度)				
1 生涯を通じた健康と自立の支援							
(1) 生涯を通じた健康対策の推進							
目標	周産期母子医療センターが整備された二次保健医療圏域数	5圏域	H 2 1 (2009)	5圏域	H 2 3 (2011)	全圏域 (7圏域)	H 2 6 (2014)
目標	24時間小児救急医療体制が整備された二次保健医療圏域数	6圏域	H 2 1 (2009)	5圏域	H 2 3 (2011)	全圏域 (7圏域)	H 2 6 (2014)
参考	15-49歳女子人口10万人当たり産婦人科・産科従事医師数	41.5人	H 2 0 (2008)	42.6人	H 2 2 (2010)		
(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援							
目標	平均自立期間(日常生活が要介護ではなく、自立して暮らせる生存期間の平均)	65歳女性 20.54年 65歳男性 17.08年	H 2 0 (2008)	65歳女性 20.75年 65歳男性 17.46年	H 2 2 (2010)	65歳女性 20.99年 65歳男性 17.64年	H 2 4 (2012)
目標	小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む。)提供量 ^{注9)}	2,203人	H 2 2 (2010)	2,907人	H 2 3 (2011)	3,432人	H 2 6 (2014)
目標	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防を含む。)定員数 ^{注9)}	4,856人 (見込)	H 2 3 (2011)	4,856人 (見込)	H 2 3 (2011)	5,742人	H 2 6 (2014)
目標	グループホーム・ケアホームサービス量(1か月分) ^{注10)}	1,155人	H 2 2 (2010)	1,155人	H 2 2 (2010)	1,864人	H 2 6 (2014)
目標	消防団員のうち女性の占める割合	1.8%	H 2 1 (2009)	1.8%	H 2 3 (2011)	7.8%	H 2 7 (2015)
参考	65歳以上の「ボランティア活動」行動者率	30.5%	H 1 8 (2006)	30.5%	H 1 8 (2006)		
参考	元気高齢者の割合	81.5%	H 2 1 (2009)	80.5%	H 2 3 (2011)		
参考	障害者雇用率	1.83%	H 2 2 (2010)	1.77%	H 2 3 (2011)		
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進							
(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進							
参考	子ども家庭センター等における女性に関する相談件数	6,442件	H 2 1 (2009)	6,699件	H 2 3 (2011)		
(2) セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進							
参考	性犯罪110番の受理件数	35件	H21(2009) 年中	23件	H23(2011) 年中		
参考	セクシュアル・ハラスメント被害を受けた女性の割合	9.4%	H 2 0 (2008)	8.7%	H 2 3 (2011)		

(注1) 計画策定時の数値は、広島県男女共同参画基本計画(第3次)策定時(平成23(2011)年3月14日)の直近の数値であり、現況値は、平成23(2011)年度末までに更新された数値である。
 (注2) 平成24(2012)年4月現在の現況値である。
 (注3) 期間途中に目標の達成が見込まれるため、平成24(2012)年に目標値を上方修正している。
 (注4) 期間途中に目標を達成したことから、平成24(2012)年に目標値を上方修正している。
 (注5) 平成24(2012)年3月に「県職員の仕事と子育て両立支援プログラム」を改定したことから、目標年次を変更している。
 (注6) 平成24(2012)年1月に「みんなで育てる子ども夢プラン」における指標名及び目標値を変更したことから、同様に変更している。
 (注7) 平成24(2012)年6月現在の現況値である。
 (注8) 5審議会とは、広島県交通安全対策会議、広島県防災会議、広島県石油コンビナート等防災本部、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会をいう。
 (注9) 平成24(2012)年3月に「第5期ひろしま高齢者プラン」を策定したことから、目標値(年次)を変更している。(計画策定時の数値も同プラン策定時の直近の数値である。)
 (注10) 平成24(2012)年3月に「第3期広島県障害福祉計画」を策定したことから、目標値(年次)を変更している。(計画策定時の数値も同計画策定時の直近の数値である。)

